

## 鶴岡市農業委員会第32回西部農地部会議事録

日時 場所	令和2年7月9日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	8番 木村 充 農業委員
事務局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 専門員 伊藤 豊 専門員 石塚 亮 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9:30
議 長	本日の欠席届は8番 木村 充 委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第32回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会 総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いま すが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。9番 大池 典子 委員、1 番 五十嵐 覚 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いま すが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。          それでは報告事項に入らせていただきます。          報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について          報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について          報告第3号 農地の転用事実に関する照会について          報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について          報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について          を一括上程いたします。          事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。          これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 9番菊地推進委員。
9番 推 進 委 員	<p>9番菊地です。7月2日重松委員、事務局と現地調査に行ってきました。          鶴11につきましては稲が植わっており適切に管理されておりました。鶴12の畑につきましては適切に管理されており一部にぶどう等が植えられておりました。特に問題ないと思います。鶴13につきましては適切に管理されて作物も作られておりこちらも特に問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。          3番太田裕徳委員。</p>
3番委員	<p>3番太田です。鶴12の案件です。これは事前の西郷地区の調整委員会でもちよつと問題になったのですが、周りの畑と比べても極端に安いということで、出し手の個人的事情などもあるらしいけれども両者合意の下で進んでいいのかどうかというところをお聞きしたいのですが。</p>
議 長	<p>ポイントは100,000円/10a単価で、それに関して両者の事情は十分あるのだと思いますがこれで皆さんよろしいかどうかという問いかけです。          これに関してご意見ございますか。          12番本間 誠推進委員。</p>

12番 推進委員	<p>12番本間です。先月の部会でその隣のワイナリー用のぶどうが30万という単価で売買されております。今までは排水不良で水が溜まるということだったのですが、排水対策も終わって水はけも良くなったということです。それまでであれば水が溜まるということで安くてもかまわなかったかもしれませんが排水対策が完了したあとに売買が始まったものですから疑問です。</p> <p>一方では次の案件が、メロンの作付けをする方は50万という額になっていますので、受人の窪畑ファームがこの値下げを広げていくことのないように、釘を刺していただきたいかなということをお農協西郷の支所長とも話をしてきたところなのでご検討をお願いいたします。</p>
事務局	<p>制度的な話をさせていただきますと市が中に入る利用集積については、税金の措置だとかいろいろな部分で優遇されておりますのであつせん価格の設定など条件がありますが、農地法3条による許可審議については、あくまでも購入者が適切に作るかどうか視点がとなります。契約もお互いの合意で結んでいただいて、許可となれば契約の効力が発生するというようになります。</p> <p>3条に関してはお互いの合意で、さらに受人が適正に作るということが認められれば、その申請はだめではないと、制度上はそういう形になっております。価格の問題は地域の中の問題で、地域で解決していくことだと思います。</p>
議長	<p>ということで、農業委員会側から、これはだめですよ、と強く言うことはできないというような事務局の今の説明でしたが、これに対していかがでしょうか。</p> <p>11番佐藤克久推進委員。</p>
11番 推進委員	<p>11番佐藤です。農家の売買であればある程度常識的な値段というものがあると思うのですが、業者が農業に参入してくる場合、業者を認定するわけですよね。その場合、こういうあまりにも安い値段で買うような形の時にその認定に支障はないのですか。</p>
事務局	<p>今、佐藤推進委員からお話があったのは農地所有適格法人のことだと思います。それは農地を求めた法人が適切に利用するかどうかということもあるものですから、条件を定めています。こういう法人であれば適格法人にしますよと要件があります。</p> <p>株式会社なのか持ち株会社なのか、所得の過半が農業に関するものか、出資者が農業関係者だとか土地の貸付者が半分を超えているかだとか役員についてとか要件がありまして、そこに当てはまっているかどうかということがこの農地所有適格法人として農地を所有できる要件になっていますが、農地の購入価格についてはその条件とは全く別の問題であります。</p> <p>価格に関しては先ほどの説明のとおり、3条許可であればお互いの契約で成り立つということで、農業委員会の視点としては適切にその農地を使ってくれるのかどうか許可・不許可の判断になろうかと思っております。</p>
議長	<p>今の事務局の説明に100%納得ということはないとは思いますが、さっき太田委員からも西郷の支所長からも釘を刺しておいてくれというような言われ方もしたということで、今後事務局レベルでもうちょっとこの辺に関して少しはハードルを高め設定していただきたいと私は思いますが、この件に関しては私の口からは、今事務局が言ったとおりで、そんなにはっきり申し上げることはできないですが、そのような方向でご理解いただくしかないのではないかなと。納得できないとは思いますが、そういうことでよろしく申し上げます。</p> <p>太田委員、本間推進委員、佐藤推進委員どうでしょうか。</p>
	<p>(3委員了承)</p>

議 長	今後こういうケースは未然になるべくハードルを設定していただき、事務局には防波堤になっていただきたいと、よろしく願いいたします。
議 長	他にご意見、ご質問ございますか。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 賛成多数 )
議 長	賛成多数によりにより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	5条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 9番 菊地勝三推進委員。
9番 推 進 委 員	9番菊地です。鶴3につきましては現在畑として使っておりますが、道路拡張して車庫として利用するという事で特に問題はないと思います。 鶴4につきましては砂を採ると言う高林さんの申請です。砂がほとんど採れないような場所みたいですが、そこしか残っていないとのことで、問題はないと思います。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )

議 長	<p>全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案通り決しました。</p> <p>以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局	( 説 明 ) 《 農 業 者 年 金 の 裁 定 請 求 に つ い て 》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発 言 者 な し )
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第32回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前9：55
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 大 池 典 子 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 五 十 嵐 寛 _____</p>